

住宅に係る駆け込み・反動減対策

- 2019年10月の消費税率引上げ前後の駆け込み・反動減を抑制するため、税制・予算両面から対策を実施。
対策全体を通じて、消費税率10%引上げ後の住宅購入等にメリットが出るようにする。

住宅ローン減税の拡充 (減税額(平年度ベース):1,140億円)

- ・控除期間を3年延長(改正前 10年間 ⇒ 13年間)
- ・3年間で最大、消費税率引上げ分にあたる建物購入価格の2% (2/3% × 3年)を追加減税

延長した11~13年目の各年は、以下のいずれか少ない金額を税額控除

- ① 建物購入価格の2/3%
- ② 住宅ローン年末残高の1%

消費税率10%が適用される住宅購入やリフォームで、2020年末までに入居した方が対象

すまい給付金の拡充 (2019年度予算額:785億円)

- ・給付額を引上げ(最大30万円 ⇒ 最大50万円)
- ・給付対象者を拡充(給付対象は年収510万円以下 ⇒ 年収775万円以下の方まで給付(いずれも金額は目安))

消費税率10%が適用される住宅購入で、2021年末までに入居した方が対象

次世代住宅ポイント制度 (2019年度予算額:1,300億円)

- ・新築 最大35万円相当
- ・リフォーム 最大30万円相当
- ・の商品と交換可能なポイントを付与

一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームに対しポイントを付与

消費税率10%が適用される住宅購入やリフォームで、2020年3月末までに契約締結等をした方が対象

【参考】今回の対策によるメリット(試算例)

年収:500万円
住宅(土地・建物)を購入
建物購入価格:2100万円
借入額:3000万円

	住宅ローン減税の拡充	すまい給付金の拡充による負担減	次世代住宅ポイントによる負担減
消費税率引上げの負担増	▲42万円 (2100万円×2%)	▲30万円	▲30~35万円相当

(注)返済期間30年間等の一定の仮定を置いて計算